

令和7年度 障害者差別解消法受付台帳(13件)

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
1	R7. 4. 18	書字障害の児童の保護者	学校	<p>小学2年生時に書字障害の診断を受けた児童について、算数の筆算学習では、通常と同じ文字の大きさやフォントでは内容を追いきく授業についていけないことがあり、また書字が不器用なことから他児童にからかわれることもあるため、児童が書いた文字を扱う際には工夫や配慮を求めている。一方で、これらの相談を学校が直接知ることによって児童が不利益を受けることを保護者等が懸念しており、相談の事実が学校へ伝わらない方法での支援や配慮を希望している。</p> <p>また、児童の書写等における作品の掲載については、匿名化や代表見本による代替提示等により心理面の配慮を求める要望があった。</p>	<p>書字障害に関する相談内容を学校へ伝えても児童に不利益は生じない旨を説明した上で、所管課を通じて学校へ連絡するか、所管課への報告に留めるかを保護者に選択してもらったところ、報告に留めるよう依頼があった。これを受け所管課へ相談内容を報告し、その際、保護者が区へ相談している事実を学校に知られたくないという意向があることも併せて伝えた。</p>
2	R7. 5. 13	書字障害の児童の保護者	学校	<p>当該児童は国語の漢字テストについて、これまで学校との協議により障害特性に応じた「なぞり形式」で実施していたが、学年が上がった際に担任から保護者への事前相談なく、他の児童と同じ記述式のテストに変更されていた。児童には合理的配慮が必要であることから、保護者の意向を確認せずにテスト形式を変更することは、障害者差別解消法における合理的配慮を欠くのではないかという問題提起があった。</p>	<p>保護者には、学校へ相談した際に不適切な対応や新たな問題が生じた場合は、速やかに区へ連絡するよう伝えた。</p> <p>また、所管課へ連絡し、保護者から寄せられた相談内容について情報共有を行った。</p>
3	R7. 6. 4	特別支援学級の児童の保護者	学校	<p>宿泊学習に際し、児童の排便管理に配慮して定期的な休憩時間を設け、必要時には介助や対応ができる体制を整えるよう求めたところ、担任からは当日のプログラム進行を優先するため希望頻度での休憩確保は難しいとの説明があり、さらに説明が児童の面前で行われて傷ついた経緯もあったことから、説明の場や方法の見直し、及び児童への合理的配慮を求める要望があった。</p> <p>また、体育の授業におけるプール参加について、個別の衛生管理策を前提とした合理的な参加方法の検討を求めている。</p>	<p>保護者より了承を得たうえで所管課への情報共有し学校における適切な対応を依頼した。</p>
4	R7. 6. 4	聴覚障害者	事業者	<p>大規模娯楽施設の駐車区画において、駐車禁止除外標識を携行のうえ指定箇所に駐車したところ、現場職員から威圧的な口調で移動を求められたため、制度の周知不足及び現場運用の不統一により不利益を受けたとして、事業者に対する駐車禁止除外標識に関する周知と不適切な言動について指導を求める要望があった。</p>	<p>相談内容を施設所在地の自治体を通じ事業者へ共有し、標識周知と不適切言動の改善を求める対応が可能であることを説明した。相談者より了承を得て該当自治体の差別解消法に関する相談窓口へ連絡し本件について情報を共有を行った。</p>

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
5	R7. 6. 19	特別支援学級の児童の保護者	学校	<p>児童の排泄状況に応じた衛生管理策を提示したうえで学校授業におけるプール参加を求めたにもかかわらず、学校からは参加できない旨の回答が示された。判断理由や根拠規程の提示が不十分で合理的配慮の欠如が疑われることから、個別状況に応じた参加方法の再検討を求める旨の要望があった。</p> <p>また、児童本人の面前で「便が漏れる子はプールに入れない」といった配慮に欠ける発言をされ、以前校外学習でも「おむつを替えるのが遅い子は置いていく」といった発言をされ児童が深く傷ついている。このような偏見による発言を是正するよう求める要望があった。</p>	<p>所管課へ情報共有し、判断理由等の説明不足が疑われるため学校・保護者間の再度の対話を促す必要がある旨を伝え、適切な対応の依頼を行った。</p>
6	R7. 7. 4	書字障害の児童の保護者	学校	<p>進級を機に従前児童に配置されていた支援員が外れ、代読等の必要な支援が提供されず学習機会に実質的な不利益が生じている。学校側の一律運用である主張と所管部署の個別判断可能との説明に相違が見られる点も踏まえ、継続的な支援体制の確保を求める要望があった。</p>	<p>保護者了承のもと所管課へ相談内容を共有し、合理的配慮の観点から支援員配置の必要性を説明し、学校との調整を依頼した。</p>
7	R7. 7. 28 R7. 7. 30	自閉症・書字障害	就労先	<p>過去の勤務先において、相談者の障害特性を理由に業務指示の文面化や一件ずつの指示、PC作業の選択を求めたが認められず、揶揄的な言動や評価低下も重なった経緯から、今後同様の事態に直面した際に活用できる合理的配慮に関する第三者機関への相談ルート等について助言を求める要望があった。</p>	<p>差別解消法に関する説明を行い、建設的対話を促すための対応が可能である旨を回答した。</p> <p>また相手方へのより具体的措置を求める場合については、専門機関への相談が必要であることについて案内した。</p>
8	R7. 7. 29	精神障害	マンション管理会社	<p>居住マンションの共用部照明が交換され、設置位置の低さと光色・輝度の変化により強い光刺激が生じ、様々な過敏症を有する相談者は帰宅動線上でサングラスが必要になるなど生活の質が低下している。管理会社に対し対応を求める要望があった。</p>	<p>本人了承のもと管理会社へ連絡し、状況説明と対話促進を依頼した。管理会社より対応済みとの回答を受け、情報を共有し対応完了とした。</p>

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
9	R7. 8. 5	精神障害	事業者	賃貸契約の手続過程で障害の申告後に手続停止が示され、合理的配慮の提供義務や不当な差別的取扱いの禁止に照らして適切か疑義があるとして、仲介・貸主それぞれの説明責任の明確化や審査要件の透明化の案内を求める要望があった。	本課で可能な助言範囲を説明し、仲介店舗への対話促進は不要との回答を受けた。必要な相談窓口として適切な専門窓口を案内した。
10	R7. 9. 25	書字障害の児童の保護者	学校	入学後早期に共有した書字障害の特性に応じ、ノートのマス目やプリントの文字サイズ、提示フォント等の調整を継続的に依頼してきたにもかかわらず、直近配布資料に反映が見られず学習に支障が生じている。学校への運用面の是正と徹底の要望があった。	本人の意向を踏まえ所管課へ連絡し情報共有を行い、学校への適切な対応を依頼した。
11	R7. 11. 14	当事者(障害不明)	事業者	入社予定の会社における研修中に障害を申告したのち、会社より告知義務違反を理由に内定取消しに至ったとして、行政による関与の可否の確認の要望があった。	相談者が希望する行政介入は難しい旨を説明したうえで、現在やりとりをしている弁護士を通じ事業者との問題解決を図るよう案内した。
12	R7. 12. 14	不明	事業者	ライブ会場の物販エリアにて係員による身体障害者に対する不適切発言があり、当該係員は「行政より障害者のライブ参加を断る旨の指導を受けている」との発言があったことを受け、事実確認の要望があった。	会場および主催者へ情報共有を行い障害者差別解消法の趣旨を伝えたくて障害の有無に関わらず安心して楽しむことができるイベント運営を依頼した。 また、相談者本人へも対応状況を報告した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
13	R7. 12. 25	自閉症・書字障害	就労先	<p>学習支援の一環として区内中学校で従事していた際、業務で手書き資料の提出を求められた場面において、障害特性を踏まえデータ提出を希望したが受け入れられず、その後突然に配置終了が伝えられた。当事者への説明不足と合理的配慮の不足が懸念されることから、合理的配慮の提供等について学校に対し要望があった。</p>	<p>相談者の了承を得て所管部署へ経緯と要望を共有し、学校長に対し差別解消の趣旨の周知と当事者との建設的対話の機会を設けるよう依頼した。</p>